

(照会先)
社会保険庁運営部
年金保険課 阿蘇、仲澤
直通 3595-2811

平成17年11月25日
社 会 保 険 庁

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」の発行誤りについて

1. 事象

平成17年分の確定申告又は年末調整から、国民年金保険料を社会保険料控除として申告する際には、保険料を納付したことを証明する書類を添付等することが義務付けられたことから、本年の11月上旬に生命保険会社などが発行する控除証明書と同様の「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」（以下「控除証明書」という。）を発行したところである。

控除証明書は、平成17年1月1日から9月30日までに納付していただいた国民年金保険料の額を集計して発行したところであるが、スケジュール管理の誤りにより、9月下旬に納付していただいた保険料の一部が控除証明書に反映されていない事象が発生していることが判明した。

2. 原因

9月30日までに納付していただいた国民年金保険料の納付記録は、10月17日までに電子計算組織で管理する国民年金被保険者ファイルに納付記録として収録され、10月18日から控除証明書を作成する対象者の抽出処理が行われた。

しかし、9月30日までに納付受託機関（コンビニエンスストア）で納付いただいた保険料の一部が当庁のスケジュール管理の誤りにより、10月18日から作成した控除証明書の保険料額に反映されなかった。

3. 影響

2,913件

- 発行した控除証明書に9月下旬に納付していただいた保険料額が含まれていなかった方・・・2,267件
- 9月下旬に納付していただいた保険料が本年初めての納付であったため、控除証明書が発行されていなかった方・・・646件

4. 対応

対象者の方には、お詫び状とともにあらためて作成した控除証明書を11月28日（月）から順次発送する。